

### 法第3条第1項ただし書に基づく確認申請書に必要な書類

書類は2部（正本・副本）提出してください。  
図面は、方位がわかるように記入してください。

	注意点	チェック欄
1 周辺地図	事業所の周辺状況が分かるもの。	
2 公図※の写し（事業所全体）	公図上に事業所の範囲を示す。（必要に応じて合わせ公図を作成する）	
3 登記事項証明書※の写し（事業所全体）	事業所の敷地に係るすべての地番に係る登記事項証明書を添付する。	
4 工場配置図（事業所全体）及び排水ライン図	本届出対象の特定施設の設置建屋が分かるように示す。	
5 特定施設設置建屋のフロア一図及び排水ライン図	本届出対象の特定施設の設置場所が分かるように示す。	
6 確認を受けようとする土地の場所を明らかにした図面（施行規則第16条第2項）	確認を受けようとする土地の範囲が分かるように示す。	
7 特定施設の廃止や変更等の届出書の鑑の写し	水濁法第10条に基づく「特定施設使用廃止届出書」 水濁法第7条に基づく「特定施設設置変更届出書」 下水道法第12条の7に基づく「特定施設使用廃止届出書」 下水道法第12条の4に基づく「特定施設の構造等変更届出書」 のうち、本申請が必要となったもとの書類を添付する。	

※登記事項証明書、公図の取得について・・・法務局で取得することができます。  
オンラインによる交付申請を行うことでも取得可能です。

○横浜地方法務局川崎支局  
住所：川崎市川崎区宮前町12-11川崎法務総合庁舎  
電話：044-244-4166

○横浜地方法務局麻生出張所  
住所：川崎市麻生区上麻生1丁目3-14川崎西合同庁舎  
電話：044-955-2222